平成２２年（フ）第４０５５号
神奈川県川崎市多摩区南生田１－４－11　第６グランドハイツ１号室、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区北見方１丁目30―11
破産者　若狭　亜紀（旧姓小田）
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１２８号
東京都世田谷区北沢４丁目１－13―701、住民票上の住所東京都世田谷区北沢４丁目１－12
破産者　佐伯知恵子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０６号
東京都港区元麻布２丁目５－９
破産者　星川絵里子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２２８号
神奈川県川崎市高津区向ケ丘55―４―206
破産者　小條　雄一
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２２９号
埼玉県所沢市西所沢１－４―17―204、住民票上の住所埼玉県上尾市藤波２丁目223
破産者　福村しのぶ
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３４号
千葉県習志野市藤崎５丁目10―６
破産者　坂野　　稔
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３５号
東京都江東区北砂４丁目19―30―315
破産者　田口　和八
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２４２号
東京都杉並区南荻窪４丁目５－７―202
破産者　市田　英志
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２５０号
東京都江戸川区中葛西８丁目17―17　ゆうとぴあ２―106
破産者　安藤　　浩
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２５２号
東京都大田区南馬込４丁目13―23―２―202
破産者　山口　貴志
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２５７号
神奈川県横浜市鶴見区梶山２丁目34―20
破産者　今　　正義
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３０２号
東京都板橋区西台３丁目46―７―201
破産者　菅原　浩文
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５７５号
東京都板橋区高島平２丁目32―２―1107
破産者　親川　善隆
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６５６号
愛知県名古屋市中川区万場４丁目523―201
破産者　渡邉　英樹
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０２６号
神奈川県横浜市都筑区牛久保２丁目27―11
破産者　安里　源児
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１９７号
東京都大田区東矢口２丁目18―18―202
破産者　秋山和廣こと　秋山　一弘
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２号
愛媛県松山市南梅本町1139―２
破産者　藤田　貢子
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５号
栃木県宇都宮市下川俣町208―30
破産者　郷間　行治
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１７号
東京都葛飾区東四つ木３丁目45―14
破産者　平間　利之
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０５号
長野県東御市滋野乙1301－５－Ａ
破産者　柳澤　栄幸
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４１号
千葉県船橋市三山５丁目40―７　サンパーク三山Ｃ―101
破産者　会田　正道
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９３９号
東京都北区西ケ原１丁目55―９
破産者　中山　貴人
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部